

# 長期優良住宅建築等計画の認定申請時の添付図書

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書を添付する場合は、以下の図書を添えて正・副2部ご用意のうえ申請してください。

(☆の図書は、登録住宅性能評価機関の確認印があるものに限ります。評価機関が押印廃止をしている場合を除く。)

**法改正により、添付が必要な図書が減り、明示すべき事項も少なくなりました**

【認定申請書様式】 戸建住宅：第1号様式  
分譲マンション：第1号の2様式

図書の種類	明示すべき事項等
(代理人が手続きを代行する場合のみ) <b>委任状</b>	委任者（申請者）の捺印（参考様式：市様式8）
☆付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
☆配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
☆各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法並びに階段の寸法
☆用途別床面積表	用途別の床面積
☆床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
☆2面以上の立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置
☆断面図または矩計図	縮尺、建築物の高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出
(増改築基準を適用する場合のみ) ☆状況調査書	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果
居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に適合することを確認するために必要な図書	<b>壁面及び屋根の色彩（マンセル値）</b> 景観法に基づく届出対象行為・規模に該当する場合は、審査結果通知書の写し。 敷地が、都市計画決定された地区計画区域内にある場合は、適合通知書の写し。 敷地が、建築基準法第69条に規定する建築協定区域内にある場合は、協議書。 敷地が、都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域内にある場合は、許可証の写し。
維持保全計画書	(認定申請書第四面の「維持保全の方法」を別紙とした場合添付が必要) 点検の対象となる部分、点検項目、点検時期
その他	認定の審査において必要と認める図書

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書を添付しない場合は、上記以外に必要となる図書及び明示すべき事項があります。

詳細は、北九州市建築指導課へお問い合わせください。

## お問い合わせ先

北九州市建築都市局指導部建築指導課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話：093-582-2531

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file\\_0058.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0058.html)